

地方独立行政法人市立秋田総合病院役員の報酬に関する規程

平成26年 4 月 1 日

規 程 第 3 1 号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「法人」という。）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する報酬は、給料、期末手当および寒冷地手当とする。

2 常勤役員の給料月額、次に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として理事長が個別に定める額とする。

(1) 理事長 854,050円

(2) 副理事長 667,850円

(3) 理事 564,300円

3 理事長は、常勤役員の職務経験、実績および職務の困難度その他の要素を総合的に勘案して、必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、別に給料月額を定めることができるものとする。

(給与規程適用職員の役員報酬)

第3条 地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程（平成26年地方独立行政法人市立秋田総合病院規程第32号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねるときは、当該職員に対しては、役員の報酬を支給しない。

(給料の支給)

第4条 給料の支給については、次に掲げるところによる。

(1) 新たに常勤役員となった場合又は常勤役員に異動があった場合には、その日から日割りによって計算した額を支給する。

(2) 常勤役員が退職した場合には、その日まで日割りによって計算した額を支給する。

(3) 常勤役員が死亡した場合には、その月分の全額を支給する。

- 2 前項第2号の場合において、退職した日に再び同一の職についたときは、その日に係る給料は重複して支給しない。

第5条 前条の規定により給料を支給する場合の給料額は、その月の現日数から日曜日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(手当の支給)

第6条 常勤役員の期末手当および寒冷地手当の支給については、職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に、在任期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。

- 2 前項の期末手当の額を定めるに当たっては、秋田市長が行う業績評価および役員としての業績に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の期末手当の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員の報酬等)

第7条 非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）には、報酬および通勤に要する費用を支給する。

- 2 非常勤役員の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事 日額30,000円

(2) 監事 月額50,000円

- 3 非常勤役員の通勤に要する費用の額は、地方独立行政法人市立秋田総合病院旅費規程（平成26年地方独立行政法人市立秋田総合病院規程第36号）の例による。

- 4 非常勤役員の報酬および通勤に要する費用は、非常勤役員が業務を執行した日の属する月の翌月における職員の給料の支給日に支給する。

(報酬の支給日等)

第8条 役員の報酬の支給日およびその方法は、職員の例による。

(災害補償)

第9条 職員（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条に規定する職員をいう。）以外の役員のうち労働者災害補償保険法（昭和

22年法律第50号)の規定の適用を受けないものの災害補償については、同法の例によるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 役員となる前に秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の適用を受けていた者で退職手当の支給を受けることなく引き続き役員に就任したものの期末手当の算出の基礎となる在職期間には、その者の秋田市職員給与条例の適用を受けていた期間を通算する。

附 則(平成28年3月31日規程第4号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日規程第11号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月26日規程第10号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年12月26日から施行し、改正後の地方独立行政法人市立秋田総合病院役員の報酬に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、同月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人市立秋田総合病院役員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成30年4月26日規程第2号)

この規程は、平成30年4月26日から施行する。

附 則（平成30年12月21日規程第13号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成30年12月21日から施行し、改正後の地方独立行政法人市立秋田総合病院役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人市立秋田総合病院役員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成31年3月25日規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日規程第10号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年12月27日から施行し、改正後の地方独立行政法人市立秋田総合病院役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人市立秋田総合病院役員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和2年3月24日規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日規程第7号）

この規程は、令和2年11月30日から施行する。

附 則（令和3年3月22日規程第4号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日規程第9号）

この規程は、令和3年11月30日から施行する。

附 則（令和4年3月16日規程第2号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 1 日規程第 13 号）

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 27 日規程第 2 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 1 日規程第 10 号）

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日規程第 6 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 10 日規程第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 7 年 1 月 10 日から施行し、改正後の地方独立行政法人市立秋田総合病院役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人市立秋田総合病院役員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和 7 年 2 月 17 日規程第 4 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 16 日規程第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 8 年 1 月 16 日から施行し、改正後の地方独立行政法人市立秋田総合病院役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人市立秋田総合病院役員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和 8 年 2 月 20 日規程第 5 号）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。